

東京都行政書士会練馬支部 役員選任規則

平成30年度改定案

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、東京都行政書士会練馬支部細則（以下「支部」という）第10条に定める役員について、その選任のために必要な事項を定めるものである。

第2条 (公示の方法)

この規則による公示は、支部役員会及び支部長候補者選考委員会が定める適宜な方法で行うことができる。

第2章 役員 の 選 任

第3条 (選任定数)

副支部長、理事、監査の選任定数は、支部細則第10条の範囲内において、支部役員会がその都度決定する。

第4条 (役員 の 選 任)

役員 の 選 任 は、総会において表決する方法によるものとする。

第3章 役員候補者選考委員会

第5条 (支部長候補者選考委員会)

支部長候補者選考委員会の委員は支部役員改選前年度に選出された東京都行政書士会総会の支部代議員（以下、委員という）で構成する。

2. 委員は、支部長候補者(以下候補者という)となることはできない。

但し、委員を辞任したものに関してはこの限りではない。

3. 支部長候補者選考委員会は役員改選年度12月の定時役員会終了後遅滞なく候補者の募集の告示を行う。

応募者は、当該年度の1月末までに立候補届を

支部長候補者選考委員会に提出する。

4. 候補者の応募資格は次の通りとする。

①支部所属歴が役員改選年度1月末の時点で5年以上の者。

②候補者本人を除く支部会員10名以上の推薦があること

③ 本会及び支部会費を完納していること

5. 支部長候補者選考委員会は応募締め切り後、10日以内に候補者に立候補した者から立候補の趣旨説明を受け、質疑応答の後、直ちに委員の選挙により候補者を決定し、定時総会において報告し、承認を受ける。

6. 支部長候補者の選考方法は、次の通りとする。

①委員の中から議長を互選する。

②立候補者が1人の場合は、その者を候補者とする。

③立候補者が複数名の場合は、委員の投票の過半数を得票した者を候補者とする。

過半数得票者がいない場合は、上位2名で決選投票を行い、得票数が多いものを候補者とする。得票数が同数の場合は、議長決裁とする。

7. 支部長候補者選考委員の任期は、定時総会終了時までとする。

8. この規則に定めのない事項は委員会において、その都度定めるものとする。

第6条（副支部長候補者、理事候補者、監査候補者の選考と承認）

副支部長候補者・理事候補者選考委員会は総会で選任された支部長と、総会議長に指名された5名以内の選考委員によって構成する。

2. 副支部長候補者・理事候補者選考委員は、副支部長候補者、理事候補者となることはできない。

3. 副支部長候補者・理事候補者選考委員会は、理事候補者（定数15名以内）を選任し、その中から副支部長候補者（定数5名以内）を選任し、総会で承認を受ける。

4. 監査候補者選考委員会は総会で選任された5名以内の選考委員によって構成する。

5. 監査候補者選考委員は、監査候補者となることはできない。

6. 監査候補者選考委員会は、監査候補者（定数2名以内）を選任し、総会で承認を受ける。

第7条（役員候補者）削除

第8条（兼任の禁止）削除

第4章 表決

第9条（表決）

議長は、各候補者毎に表決に付するものとする。但し、総会の議場に於いて出席者の異議がないと認めるときは、これを一括して表決に付することができる。

2. その他この規則に定めのない事項は、支部細則に準ずるものとする。

第10条（表決の方法）

議長は、表決にあたっては、総会の議場に異議の有無をはかり、異議がないと認めるときは可決とし、異議がある場合は挙手又は起立により表決する。

第11条（表決の宣告等）

議長は、表決が終了した時点において、選任について、可決又は否決した旨を宣告しなければならない。

2. 前項の表決により可決された者は、役員に選任されたものとする。

第5章 補則

第12条（補充候補者）

各委員会（支部長候補者選考委員会、理事候補者選考委員会、監査候補者選考委員会）の提案した各役員候補者中、総会の承認を得られなかった者がある時は、議長は各委員会の意見を聞いた上で、その総会でその者に代わる他の者を候補者として提案することができる。

第13条（改廃）

この規則の改廃は支部役員会で決定し、支部総会の承認を受けるものとする。

第6章 附則

1. この規則は、平成16年4月23日から施行する。

2. この規則は、平成30年4月19日に一部改正し、平成30年 月 日より施行する。

（経過措置）

3. この役員選任規則施行の時点において、現に幹事として就任している者については、支部細則第10条第1項第3号に規定する理事と読み替えるものとし、任期は、平成31年4月の定時総会終結の時までとする。